

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月31日  
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法並びに国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するとともに、平成20年度以降については着実な実施を図ることとしている。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、当機構で使用する電気の調達及び省エネルギー改修事業（ESCO事業）に関しては、当機構が民間ビルの一テナントであることから、賃貸借契約上、独自に電気の供給を受ける契約を締結し、ESCO事業を実施することは困難である。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

平成19年度における、物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施した。

また、当機構の自動車の購入に当たっては、購入価格のみならず、使用に伴い排出される温暖化効果ガス等の排出の削減に配慮し、総合評価落札方式による一般競争入札を実施した。